

武蔵野市告示第136号

保健センター増築及び大規模改修等工事について、制限付一般競争入札に付すので、武蔵野市契約事務規則（昭和39年5月武蔵野市規則第15号）第7条の規定により、下記のとおり告示する。

令和8年7月29日

武蔵野市長 小美濃 安 弘

記

1 入札方法	総合評価方式（市町村向け簡易型（特別簡易型））
2 形態	混合入札（単体企業又は2者構成による建設共同企業体）
3 入札に付する事項	(1) 業種 建築工事 (2) 工事件名 保健センター増築及び大規模改修等工事 (3) 工事場所 武蔵野市吉祥寺北町4丁目1391-21及び1391-23の各一部 (4) 工期 契約確定の日の翌日から令和12年3月22日まで (5) 工事概要 本工事は、武蔵野市保健センターについて、旧中央図書館の基礎解体後、跡地への増築棟整備、既存棟の大規模改修並びに両棟の接続及び一体化を行うものである。 ア 構造及び規模 R C 造、一部 S R C 造、地上4階地下1階建て、R階あり イ 敷地面積 4,158.70平方メートル ウ 延床面積 7,897.33平方メートル

4 週休2日制確保工事	本工事は、週休2日制確保工事の対象である。 東京都財務局が定める財務局「週休2日促進工事」実施要領（令和5年12月18日付け5財建技第232号）及び財務局「週休2日交替制工事」実施要領（令和5年12月18日付け5財建技第232号）を基に労務費を積算している。 落札者が開札後に週休2日制を選択しない場合及び工事完了後に週休2日制が達成できていなかった場合は、積算に使用した補正係数に応じて減額の契約変更を行うものである。 詳細は、別紙「武蔵野市週休2日制確保工事実施要領」を確認すること。
5－1 入札に参加する者に必要な資格（単体企業）	次の(1)から(9)までの全てに該当し、かつ、6の規定により事前に本件入札参加資格の確認を受けた者が、この入札に参加することができる。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び同条第2項各号のいずれにも該当しないこと。 (2) 武蔵野市工事請負業者指名停止基準（平成7年4月1日実施）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。 (3) 国土交通省関東地方整備局又は東京都において、指名停止期間中又は営業停止期間中でないこと。 (4) この告示の日からこの告示による開札の日まで、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において武蔵野市の建設工事等競争入札参加資格を有し、及び建築工事の等級格付けをされていること。 (5) この告示の日現在、武蔵野市と契約する本店、営業所等を東京都内に有し、建築工事の等級格付けが共同格付Aであること及び最新の経営事項審査の結果による建築一式の総合評定値P点が1,400点以上であること。 (6) 武蔵野市と契約する本店、営業所等が建築工事業の許可を受けていること及び代表者が特定建設業許可を受けていること。 (7) 武蔵野市、国又は他の地方公共団体と元請として契約を締結した建築工事で、平成28年7月28日以降に完成し、契約金額が6億円以上のものの実績を有すること。

	(8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に規定する専任の監理技術者を配置することができること。 (9) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたときをいう。）にないこと。ただし、武蔵野市が経営不振の状態を脱したと認める場合を除く。
5 - 2 入札に参加する者に必要な資格（特定建設工事企業体）	次の(1)から(4)までの全てに該当し、かつ、6の規定により事前に本件入札参加資格の確認を受けた者が、この入札に参加することができる。 (1) 2者により構成する建設共同企業体であること。 (2) 建設共同企業体を結成した者は、両者で建設共同企業体協定書を作成すること。 (3) 建設共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）及び構成員（以下「構成員」という。）となる者が、次の要件に該当すること。 ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び同条第2項各号のいずれにも該当しないこと。 イ 武蔵野市工事請負業者指名停止基準の規定に基づく指名停止期間中でないこと。 ウ 国土交通省関東地方整備局又は東京都において、指名停止期間中又は営業停止期間中でないこと。 エ この告示の日からこの告示による開札の日まで、電子調達サービスにおいて武蔵野市の建設工事等競争入札参加資格を有し、及び建築工事の等級格付けをされていること。 オ 代表者は、この告示の日現在、武蔵野市と契約する本店、営業所等を東京都内に有し、建築工事の等級格付けが共同格付Aであること及び最新の経営事項審査の結果による建築一式の総合評定値P点が1,400点以上であること。 カ 構成員は、この告示の日現在、武蔵野市と契約する本店、営業所等を武蔵野市内に有し、建築工事の等級格付けが共同格付D以上であること及び最新の経営事

	項審査の結果による建築一式の総合評定値 P 点が700点以上であること。 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員でないこと。 なお、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合及びその組合員は、当該建設共同企業体において重複して構成員となることはできず、また、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。また、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合の組合員が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。 キ 武蔵野市と契約する本店、営業所等が建築工事業の許可を受けていること及び代表者が特定建設業許可を受けていること。 ク 代表者は、武蔵野市、国又は他の地方公共団体と元請として契約を締結した建築工事で、平成28年7月28日以降に完成し、契約金額が6億円以上のものの実績を有すること。 ケ 構成員は、建築工事で官公庁工事の実績を有すること。 コ 代表者及び構成員は、それぞれ現場代理人と配置予定技術者を現場に常駐させること（現場代理人は配置予定技術者を兼ねることができる。）。 サ 代表者は、建設業法第26条第3項に規定する専任の監理技術者を配置することができること。 シ 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたときをいう。）にないこと。ただし、武蔵野市が経営不振の状態を脱したと認める場合を除く。 (4) 建設共同企業体の出資割合は、代表者については60パーセントを下回らないものであり、構成員については20パーセントを下回らないものであること。
6 競争入札	(1) 建設共同企業体の入札参加資格審査申請書等の提出に

参加資格確認申込み	について 建設共同企業体で参加を希望する者は、次のアからウまでの書類を管財課契約係へ持参すること（郵送不可）。 ア 建設工事共同請負入札参加資格審査申請書 イ 特定建設工事共同企業体協定書（甲） ウ 委任状（建設共同企業体代表者への委任状） (2) 入札参加資格確認申請書の提出について この入札に参加を希望する者は、電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書を送信して申込みをするものとし、持参、郵送等によるものは受け付けない。 電子調達サービス上、本案件は、「JV案件」ではなく「単体案件」として登録しているため、建設共同企業体で参加する場合、電子入札の手続は、建設共同企業体の代表者の認証で行うこと。 (3) 提出期間 令和8年7月29日（水曜日）午後3時から同年8月20日（木曜日）午後3時まで (4) 一般競争入札参加資格確認申請書受理書の発行 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書受理書が発行されていることを確認すること。
7-1 提出書類（単体企業）	(1) 一般競争入札参加資格確認申請時に電子調達サービスにより提出する添付書類 ア 官公庁工事最高完成工事経歴書（武蔵野市工事請負契約の入札手続に関する要綱（平成7年4月1日施行。以下「要綱」という。）第3号様式） イ 工事経歴書（要綱第4号様式） ウ 配置予定技術者調書（要綱第5号様式） (2) 一般競争入札参加資格確認結果通知書受領後に提出する入札に係る書類等 ア 送付書類の到達期限 令和8年11月2日（月曜日） イ 送付先 武蔵野市役所財務部管財課契約係 工事担当宛

	〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号 ウ 送付方法 郵送（送付元にて到着確認ができるもの） ファクシミリ及び持参は、原則認めない。 エ 送付書類 入札参加希望者は、次の(ア)から(カ)までの書類を送付するものとする。 (ア) 誓約書（要綱第1号様式） (イ) 暴力団等排除に関する誓約書（要綱第1号様式の2） (ウ) 建築工事業許可書の写し（営業所等が契約者となる場合は、当該営業所等の許可を確認することができること。） (エ) 最新の経営事項審査の写し (オ) 官公庁工事最高完成工事経歴書及び工事経歴書に記載された工事の契約書の写し (カ) 配置予定技術者調書に記載された配置予定監理技術者の監理技術者資格者証の写し (3) 一般競争入札参加資格確認結果通知書受領後に提出する総合評価に係る書類等 入札参加希望者は、別紙「落札者決定基準等入札説明書」に記載された書類を次のとおり送付するものとする。 ア 送付書類の到達期限 令和8年11月2日（月曜日） イ 送付先 武蔵野市役所財務部管財課契約係 工事担当宛 〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号 ウ 送付方法 郵送（送付元にて到着確認ができるもの） ファクシミリ及び持参は原則認めない。
7－2 提出書類（特定建設工事企業体）	(1) 一般競争入札参加資格確認申請時に、代表者が電子調達サービスにより提出する添付書類 ア 官公庁工事最高完成工事経歴書（要綱第3号様式） イ 工事経歴書（要綱第4号様式） 代表者・構成員それぞれ作成すること。

	ウ 配置予定技術者調書（要綱第5号様式） 代表者・構成員それぞれ作成すること。 (2) 一般競争入札参加資格確認結果通知書受領後に提出する入札に係る書類等 ア 送付書類の到達期限 令和8年11月2日（月曜日） イ 送付先 武蔵野市役所財務部管財課契約係 工事担当宛 〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号 ウ 送付方法 郵送（送付元にて到着確認ができるもの） ファクシミリ及び持参は、原則認めない。 エ 送付書類 代表者は次の(ア)から(キ)までの書類を、構成員は次の(イ)から(キ)までの書類をとりまとめのうえ、送付するものとする。 (ア) 5-2(2)の建設共同企業体協定書の写し (イ) 誓約書（要綱第1号様式） (ウ) 暴力団等排除に関する誓約書（要綱第1号様式の2） (エ) 建築工事業許可書の写し（営業所等が契約者となる場合は、当該営業所等の許可を確認することができること。） (オ) 最新の経営事項審査の写し (カ) 官公庁工事最高完成工事経歴書及び工事経歴書に記載された工事の契約書の写し (キ) 配置予定技術者調書に記載された配置予定監理技術者の監理技術者資格者証の写し（構成員が主任技術者を配置する場合にあっては、配置予定主任技術者が主任技術者であることを確認できる書類の写し） (3) 一般競争入札参加資格確認結果通知書受領後に提出する総合評価に係る書類等 代表者は別紙「落札者決定基準等入札説明書」に記載された書類を、次のとおり送付するものとする。 ア 送付書類の到達期限
--	--

	令和 8 年 11 月 2 日（月曜日） イ 送付先 武蔵野市役所財務部管財課契約係 工事担当宛 〒180-8777 武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号 ウ 送付方法 郵送（送付元にて到着確認ができるもの） ファクシミリ及び持参は原則認めない。
8 最低入札参加者数	1 者とする。
9 一般競争入札参加資格確認結果通知書	本件入札参加資格確認の結果は、電子調達サービスにより令和 8 年 8 月 25 日（火曜日）に通知する。
10 設計図書等の配布	(1) 設計図書等の配布は、令和 8 年 8 月 25 日（火曜日）に電子調達サービスにより行う。 (2) 工事に関する質問は、指定の様式を使用し、全て文書で行い、質問書はメールで送付すること。回答書の送付は、原則ファクシミリにより行うが、回答内容によってはメールで送付するものとする。 ア 質問先 武蔵野市財務部管財課契約係 工事担当宛 keiyaku@city.musashino.lg.jp 質問漏れがないよう、併せて電話連絡を行うものとする。 イ 質問締切 令和 8 年 10 月 21 日（水曜日）午前 10 時まで ウ 回答 令和 8 年 10 月 27 日（火曜日）午後 3 時までに入札に参加予定の全ての事業者に、質問回答書としてファクシミリ又はメールにて送付する。
11 予定価格	事後公表とする。
12 低入札価格調査	(1) 低入札価格調査 本件は、低入札価格調査制度を適用する。 (2) 調査基準価格及び失格基準価格 調査基準価格及び失格基準価格を設定する。

	なお、調査基準価格及び失格基準価格は非公表とする。 (3) 落札予定者とならない場合 失格基準に該当すること等により、評価値が最も高い者であっても、落札予定者とならない場合がある。 (4) 調査対象者の責務 低入札価格調査の対象者は、調査に協力すること。
13 入札保証金	免除する。
14 入札手続等	(1) 入札書の提出 入札参加者は、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領した日から令和 8 年 11 月 4 日（水曜日）午前 11 時までに、電子調達サービスにより入札書を提出するものとする。 電子調達サービス上、本案件は、「JV 案件」ではなく「単体案件」として登録しているため、建設共同企業体で参加する場合、電子入札の手続は、建設共同企業体の代表者の認証で行うこと。 (2) 入札金額の記載方法 入札の金額は、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。落札決定は、この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。）により行う。 (3) 内訳書の提出 入札時に内訳書を入力し、電子調達サービスにより送信すること。 (4) 再入札回数 再入札回数は、2 回とする。 (5) 入札の延期等 入札参加者に談合その他不穏な行動又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと市長が認めるときは、本件入札の執行を延期し、又は中止する。 (6) 入札の無効

	次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア 入札に参加する資格のない者の行った入札 イ 電子調達サービスによらずに行った入札 ウ 電子調達サービス利用規約（平成16年12月1日施行）に違反して行った入札 エ アからウまでに掲げるもののほか、武蔵野市が特に指定した入札条件に違反して行った入札 (7) 武蔵野市競争入札参加者心得の遵守 この告示に定めがないことについては、武蔵野市競争入札参加者心得（平成23年1月4日施行）に従うこと。
15 開札、契約手続等	(1) 開札の日時 開札は、令和8年11月4日（水曜日）午前11時5分とする。 (2) 開札場所 電子調達サービスによる (3) 落札者の決定 令和8年11月11日（水曜日）午前10時以降 落札結果は、電子調達サービスの開札状況により確認するものとする。 ただし、低入札価格調査を行う場合は、落札者の決定は標記日程より遅くなることがある。 (4) 議会の議決を経なければならない契約であることについて 本契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）の定めるところにより、武蔵野市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。 (5) 契約書の作成 落札者は、議会の議決を経た旨の通知を受けたときは、遅滞なく契約書2通を作成し、記名押印のうえ提出しなければならない。 なお、契約書を提出する際は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票を持参しなければならない。 (6) 前金払 本契約は、前金払の対象工事である。前払金は、2億

	円を限度とし、契約金額の40パーセントの額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 なお、前金払を受けようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と当該前金払の対象となる本件工事に係る保証契約を締結しなければならない。 (7) 中間前金払 (6)により前金払を受けたときは、既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）を受けることができる。中間前金払により支払う前払金は、1億円を限度とし、契約金額の20パーセントの額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 なお、中間前金払を受けようとするときは、保証事業会社と当該中間前金払の対象となる本件工事に係る保証契約を締結しなければならない。 (8) 部分払 部分払を行う場合には、武蔵野市工事請負契約約款第38条に定めるとおりとする。 (9) その他 落札者は、申請時に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。なお、配置予定技術者の配置ができない状況になった場合は、武蔵野市と協議のうえ、その承諾を得ることとする。
16 総合評価値の算定方法	次の算出方法により総合評価値を算定する。 総合評価値＝価格点＋技術点 価格点の計算方法及び技術点の評価項目については、別紙「落札者決定基準等入札説明書」のとおりとする。
17 落札者の決定方法	価格点と技術点の合計点である総合評価値の最も高いものを落札者とする。総合評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。 ただし、本入札は低入札価格調査制度を適用するため、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る入札が行われた

	ときは低入札価格調査を行う。その結果により落札者とならない場合がある。なお、失格基準価格を下回る場合は、失格とする。
18 総合評価にあたっての注意事項	(1) 本案件は、総合評価方式を採用しているため、7-1 (3)又は7-2 (3)に記載した総合評価に係る書類等の記載事項は、提出後は原則として内容の変更を認めない。 (2) 7-1 (3)又は7-2 (3)に記載した総合評価に係る書類等のうち様式1及び2の提出がない場合は入札を無効とする。 (3) 7-1 (3)又は7-2 (3)に記載した総合評価に係る書類等について、各評価項目に必要な書類が到達期限までに届いていない場合、提出された書類の記載事項と事実とに相違がある場合又は提出された書類で申告書の内容の確認が取れない場合は、当該評価項目の内容を無効とし、その評価点を0点とする。 (4) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。提出書類は当該発注工事に係る審査以外に入札参加希望者に無断で使用することはしない。また、提出書類は返却しないものとする。
19 入札告示の掲示について	武蔵野市ホームページ「電子公告掲示場」、電子調達サービス及び管財課契約係カウンターにより行う。
20 問合せ先	武蔵野市財務部管財課契約係 電話番号 0422 (60) 1817 (直通)

落札者決定基準等入札説明書

■落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、失格基準価格を下回らない者のうち、価格点と技術点の合計点である総合評価値の最も高い者を落札者とする。総合評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で入札した他の者のうち、総合評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

■総合評価値の算定方法

次の算出方法による総合評価値により、落札者を決定する。

総合評価値＝価格点＋技術点

ア 価格点

価格点の算出方法は、次のとおりとし、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする。

ただし、入札価格が予定価格の7割未満となった場合は0点とする。

価格点=500/3×(1-入札価格÷予定価格)

上記の式の上限は50点とする。

イ 技術点

①技術点は、技術評価項目の評価点の合計点（最高得点は50点）とする。

②技術点の評価方法は、次ページ以降のとおりとする。

1 技術評価項目及び配点

評価項目			評価基準	評価点	配点
企業の技術力	企業の施工能力	新築工事実績 過去15年間に国又は地方自治体による発注で、福祉・厚生施設又は医療施設の新築（増築含む）工事実績がある。	延床面積が4,000平方メートル以上の施設	10	30
			延床面積が2,000平方メートル以上4,000平方メートル未満の施設	5	
			上記以外	0	
		大規模改修工事実績 過去15年間に国又は地方自治体による発注で、福祉・厚生施設又は医療施設の大規模改修工事実績がある。	延床面積が4,000平方メートル以上の施設	10	
			延床面積が2,000平方メートル以上4,000平方メートル未満の施設	5	
			上記以外	0	
		過去15年間に一般社団法人日本建設業連合会が主催する「BCS賞」の受賞実績がある。	単独施工によるものの受賞	10	
			上記以外による受賞	5	
			受賞実績なし	0	
		企業の信頼性・社会性	精進地域	営業所の所在地	市内
多摩地域	5				
上記以外の都内	3				
貢献地域	武蔵野市での施工実績 過去5年以内に武蔵野市発注の工事実績がある。		あり	3	3
			なし	0	
配慮環境	環境マネジメントシステム等		あり	1	1
			なし	0	
社会貢献度	労務単価 2省協定労務単価		協定労務単価	2	2
			協定の80%以上	1	
			協定の80%未満	0	
	建設業退職金共済制度等		あり	2	2
			なし	0	
	法定外労働災害補償制度		あり	2	2
			なし	0	
	建設キャリアアップシステムへの事業者登録		あり	1	1
			なし	0	
	障害者雇用の取組み		あり	1	1
			なし	0	
	男女共同参画の推進 育児・介護休暇等		あり	1	1
		なし	0		
	技術点合計				50

*競争入札参加者が建設共同企業体の場合は代表者の実績を適用

2 技術評価項目の説明

(1)新築工事实績（様式3）

国又は地方公共団体が発注し、元請として契約した延床面積2,000㎡以上の福祉・厚生施設又は医療施設の新築(増築含む)工事。

ここでの延床面積とは新築又は増築した部分の面積を示す。

平成23年1月1日から当該工事の公表日(以下、公表日)までに完成したものを対象とする。

「建築工事」、又は一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(以下、コリンズ)登録の「建築一式工事」とする。

工事实績は、単体又は建設共同企業体の代表者(乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者)としての実績とする。

※コリンズの登録内容確認書(技術データ含む)の写しを添付すること。

乙型建設共同企業体における担当工事实績の場合は建設共同企業体協定書等の写しも添付すること。

(2)大規模改修工事实績（様式3）

国又は地方公共団体が発注し、元請として契約した延床面積2,000㎡以上の福祉・厚生施設又は医療施設の大規模改修工事。

ここでの延床面積とは改修施工面積を示す。

平成23年1月1日から公表日までに完成したものを対象とする。

「建築工事」、又は一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(以下、コリンズ)登録の「建築一式工事」とする。

工事实績は、単体又は建設共同企業体の代表者(乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者)としての実績とする。

※コリンズの登録内容確認書(技術データ含む)の写しを添付すること。

乙型建設共同企業体における担当工事实績の場合は建設共同企業体協定書等の写しも添付すること。

(3)「BCS 賞」の受賞実績

「BCS 賞」とは一般社団法人日本建設業連合会が主催するもの。

平成23年1月1日から公表日までの受賞実績を対象とする。

※一般社団法人日本建設業連合会のホームページなど受賞実績が確認できる書面を添付すること。

(4)営業所の所在地

① 市内に本店、支店又は営業所等を有する者

東京電子自治体共同運営サービス電子調達サービス(以下「共同運営」という。)の入札参加資格で、本店、支店又は営業所等の所在地が武蔵野市として登録されており、公表日現在3年以上営業を継続している者とする。

② 多摩地域に本店、支店、又は営業所等を有する者

共同運営の入札参加資格で、本店、支店、又は営業所等所在地が武蔵野市を除く多摩地域(東京都の23区、島しょ部(伊豆諸島・小笠原諸島)を除いた30の市町村からなる地域)として登録されている者とする。

③ 上記以外の都内に本店、支店、又は営業所等を有する者

共同運営の入札参加資格で、本店、支店、又は営業所等の所在地が東京都内の23区及び島しょ部(伊豆諸島・小笠原諸島)として登録されている者とする。

(5) 武蔵野市での施工実績

令和3年4月1日以降に武蔵野市が発注した工事の施工実績。

※契約書の写しを添付すること。

(6) 環境マネジメントシステム等

以下の認証を取得し、現在も登録している者とする。

①ISO14001

②エコアクション 21

③エコステージ(ステージ2以上)

④KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上)

※入札公告時点で認証・登録があることを証明できる書類の写し、経営事項審査の写し等を添付すること。

(7) 労務単価 (様式4)

「労務単価」とは国土交通省と農林水産省が公共事業労務費調査に基づき、公共工事の工事費の積算に用いるために決定している公共工事設計労務単価(基準額)(以下、「2省協定労務単価」という。)を指す。2省協定労務単価以上、または2省協定労務単価の80%以上を対象とする。

2省協定労務単価との比較は、職種ごと最も低い労働者の賃金支給額により行う。

比較対象となる2省協定労務単価は、令和8年2月に国土交通省が公表し、令和8年3月から適用している労務単価とする。

※本項目については、工事が竣工する日の属する月の前月の末日までに、支払給与実績等が確認できる給与明細書、労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳を提出すること。
市による確認作業後、万が一要件を満たさなかった場合、「武蔵野市工事請負業者指名停止基準」に基づく指名停止等のペナルティを課すことがある。

(8) 建設業退職金共済制度等

入札公告時点での経営事項審査における「建設業退職金共済制度」に加点評価される制度とする。

※加入等を証明できる書類の写し、経営事項審査の写し等を添付すること。

(9) 法定外労働災害補償制度等

入札公告時点での経営事項審査における「法定外労働災害補償制度」に加点評価される制度とする。

※加入等を証明できる書類の写し、経営事項審査の写し等を添付すること。

(10) 建設キャリアアップシステムへの事業者登録

入札公告時点における建設キャリアアップシステムへの事業者登録

※登録を証明できる書類の写し(「事業者情報登録完了のお知らせ」はがきの写し、事業者登録の完了メールの写し、事業者ログイン画面の写し等)

(11) 障害者雇用の取組み

障害者雇用の取組みとは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)第 43 条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、入札公告時点において直近に公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を超えて障害者を雇用している場合を対象とする。もしくは、障害者雇用促進法第 43 条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者においては、入札公告時点で、障害者を雇用している場合を対象とする。

障害者雇用促進法第 43 条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者の障害者雇用の障害者とは、障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。

※雇用を証明できる書類を提示又は添付すること。

【法定雇用義務がある事業者の場合】

・直近で公共職業安定所宛に提出した障害者雇用状況報告書の写し(公共職業安定所の受付印が押印されているものに限る)

【法定雇用義務がない事業者の場合】

・障害者手帳の写し

・雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)

(12) 男女共同参画の推進

育児休業制度、介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等、男女共同参画に関する制度とする。

※実績が確認できる書類の写し(就業規則や労働協約の写し、又は、「えるぼし認定」や「くるみん認定」の基準適合一般事業主認定通知書の写し等)を添付すること。